

令和4年度第2回農業委員会総会議事録

開会月日	令和4年5月25日(水)	開議の時刻	午前10時55分			
場 所	市役所本庁舎 全員協議会室	閉議の時刻	午前11時47分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	小林 裕介	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>10 番 久保田 節子 委員 1 番 松崎 昭三 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は隣接農地と同一管理できるため、渡人は開業医を営んでおり、進入路もなく管理行為ができないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、東京都西東京市所在の申請人としての法人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 2 筆）を、建売住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、建売住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p>

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、箭弓町1丁目在住の申請人（渡人）が、松山町2丁目地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

大岡地区・藤野委員より、3 番の申請について、大字東平所在の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、山崎町在住の申請人（受人）より、さいたま市在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、さいたま市在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑1筆）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、6 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、比企郡吉見町在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑1筆）を、分家住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、分家住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、大字早俣在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、8 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、元宿2丁目在住の申

請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、松葉町 2 丁目在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、10 番の申請について、大字柏崎所在の申請人（受人）としての法人より、坂戸市在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、駐車場の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、11 番の申請について、松葉町 4 丁目在住の申請人（受人）より、若松町 2 丁目在住の申請人（渡人）が、若松町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件について</p>	<p>農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、44 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画（案） の件について</p>	<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>島田委員より、P. 15, 16 の「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」の欄について、欄の説明とそこに記載されている者についての説明を求める。</p> <p>農政課より、欄については現在その土地を借受けている者が記載され、7 月 31 日を以て貸借が満了し、8 月 1 日からは「賃借権の設定等を受ける者」欄に記載されている者が借受ける予定である旨の説明と、現在借受けている者は、他にも大規模に耕作している農家だが、加齢と健康状態を理由に、今回対象地については貸借を継続しない意向である旨の説明がなされた。</p> <p>戸井田委員より、農政課が説明した農地の、新たに借受ける者について説明を求める。</p> <p>農政課より、新たに借受ける者は、市内に所在する農地保有適格法人である合同会社で、現在は松山地区の農地を中心に耕作しているが、市内の他の地区にも事業展開したい希望がある中で、今回の農地の借受けを希望し</p>

<p>報告案件</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件</p> <p>その他</p>	<p>た旨の説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、9件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、9件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和4年6月27日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館4階 多目的ホールA 午前11時47分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和4年度第2回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和4年8月23日</p> <p>議長 野村 孝行</p> <p>委員 久保田 節子</p> <p>委員 松崎 昭三</p>
--	---